

文部時報

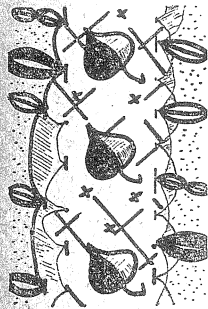
第 1179 号

昭和 50 年 8 月

日本人と文化財	坂本 太郎	2
▷座談会◁		
文化財保護の回顧と展望		9
(出席者) 米沢 嘉圃・関野 克・児玉 幸多		
浦山 政雄・(司会)吉久 勝美		
集落町並み保存の意義と現状	関口 欣也	24
これからの民俗芸能の保存	三隅 治雄	31
埋蔵文化財の調査をめぐる技術的諸問題	横山 浩一	38
古文書の保存とその意義	赤松 俊秀	45
<解説>		
文化財保護法の改正	文化庁文化財保護部管理課	51
<資料>		
国・地方公共団体指定文化財件数一覧		
	文化庁文化財保護部管理課	57
市(区)町村文化財保護条例制定数		
	文化庁文化財保護部管理課	63
<現地ルポ>		
古京へのいざない	小泉 俊夫	64
国立劇場での歌舞伎、文楽の伝承者養成制度	水落 潔	67
~~~~~		
〔文部省の窓〕		
教育費の父兄負担率、引き続き低下	大臣官房調査統計課	72
教育課程の改善、課題別審議に入る		
	初等中等教育局小学校教育課	74
昭和50年度科学研究費補助金の配分結果の概要について		
	学術国際局研究助成課	76
~~~~~		
〔随想〕		
中国の文化財保護	井上 靖	78
〔国立青年の家紹介⑩〕		
国立淡路青年の家	萩原 重幸	81
〔連載第35回〕		
人物を中心とした文化郷土史—愛知県—	岡田 英雄	85
~~~~~		
文部省重要通達一覧		95

表紙 奥野 弘

カット 須貝夫早子



# これからの民俗芸能の保存

三 隅 治 雄

民俗芸能の危機がさげばれてから、久しい。民衆の生活の中に深く浸透して、人々の心の糧として行われ伝えられてきたさまざまな郷土の歌舞が、社会情勢の変貌や人の嗜好の変化などの理由で、その存続がやぶまれてきたのである。

現に私たちが研究所で調査を始めてからの年月を振り返ってみても、二十年前にはきちんと行われていた神楽や獅子舞などのうち、すでに衰退、あるいは消滅の憂き目にあったという例をいくつも目撃している。とくにはなほだしいのは民謡で、これは個人の伝承に頼るものが圧倒的に多いから、歌い手一人が死亡したために歌も消滅したという事態が相次いだ。

十年前の昭和三十九年、歌舞の宝庫として知られる沖縄の島々を踏査して、村々に残る民謡を四百曲余り蒐集録音したことがあるが、最近調べてみると、当時の演唱者のうち現在も元気で歌をしっかりと歌えるという人はよほど少なくなり、それと共に多くの歌曲がもうこの世から消えてしまっている。

民謡にしても、また民俗芸能全般についていっても、これらはいったときはやる歌謡曲のように個人の好みで歌われたり捨てられたりするものではなく、本来、地域社会全体が自分たち全体の生活の歌、社会の踊りとして認め合っている類のものである。元来作者があっても、その作者が埋没してしま

うぐらいみんなの共有物になり、当初だれかがよそから運んできたものであっても、それが長い年代のあいだに土地の歌舞として自負するほど、みんなで歌いかさね踊りかさねてきたという芸能である。それが近年、一人の死、一人の衰弱によって簡単に崩壊するような状況に落ち込んだのはどういうことか。

その原因を、たとえばテレビの普及に求める者もある。昭和三十年代に入って急速に全国に普及したテレビが、都会地は別にして、従来歌舞の自給自足を続けてきた農山漁村の人々の心をつよく捕捉し、そのため、何事にまれ集まって歌ったり踊ったりしていた芸能人生が、各個家の茶の間で映像を眺める鑑賞の人生に変わり、気が付いて見たら土地の歌を歌える者は何某と何某と名指しするくらいの人材になつていったというのだ。とくに娯楽に恵まれなかった僻地離島などの場合、テレビの入る前とあとで歌舞の伝承状況ががらりと違っていることは多くのデータが示している。

が、もっと根本的に考えれば、このテレビの影響問題もいわば氷山の一角である。テレビが普及する以前すでに、民俗芸能の伝承をささえる社会的基盤、あるいは経済的基盤、心理的基盤にヒビわれが来ていて、そこへテレビの波が押し

寄せてきたために、氷山の頂上ぐらついたのだといつてよいかも知れない。

そのうち、まず第一の社会的基盤だが、従来の民俗芸能の伝承には、農村にせよ漁村にせよ、多く村落共同体総員の合意証が根本にあり、いわば集落を挙げ、地域を挙げて芸能を行い伝えるという体制がそなわっていた。

発生的にいつても、日本人にとっての芸能は、そもそも、生活共同体がそれぞれの生活の安泰繁栄を祈るために行う祭りの儀式作法から生まれたもので、歌でも踊りでも、その行動には、村落に五穀豊穡をもたらすためとか、一村の安全を祈るためとかといった呪術的意図が秘められていた。

中世期に至って、仏教の興隆から念仏踊りとか題目講などという、個人個人の魂の救済や死者の追悼を目的とする信者団体による集団舞踊や集団歌唱が生まれたけれど、こうした歌舞も伝承の過程で、田畑につく稲虫追放のまじないにか、雨乞いや悪疫退散の祈禱のためとかいった新たな目的をもつようになり、いわば宇単位、村単位の公共の芸能としての機能を果たすようになった。

わが国の村落は、おおむね、定着農耕民を主体に形成されており、先祖代々土地の開墾にはげんできた血縁集団のいく

つかが核となり、それにいくらかの他の職業者がからむといった形で今日まで来た。漁村の場合も、大半は半農半漁の定着民社会で、社会構造は農村とほとんど変わりなかった。

だから、どこの村落でも、だいたい同じ職業の者が集まり、また、先祖をひとしくする同一血縁の者がひとかたまり、ふたかたまりと集まり合っていたから、共通の目的、共通した連帯感で祭りをもよおしやすく、事実昔から、どこの村落でも、働くときはみんな働き、休むときはみんな休む、祭りをするのも花見にいくのもみな同一行動といった体制を取り続け、もし違反する者はムラハチブに処すという刑罰までもうけた。芸能は、そうした集団生活の中での、集団祈願、集団悦楽の行為と考えられたから、自然その行動は全村的、地域的な性格をおびるようになったわけである。

こうした性格は、農、漁村ばかりではなく、かつての京・大坂・江戸の三都をはじめ地方の城下町にも大なり小なり見られるもので、同一血縁、同一職業のグループがそれぞれ小グループをつくり、そのいくつかが集まって共通の目的の祭りをもよおし、それぞれの集団の願望と情熱を託した囃子や歌舞を盛大に演奏することがあった。

こうした民俗芸能の伝承基盤がここ二、三十年のあいだに

急速に崩れてきたのである。その第一の現象は、かつて全国の大半を占めていた農村社会が近代商工業の急激な発達につれて漸次解体し、村うちに居住しながら近郊都市の工場、会社へ通勤する者、あるいは、長期間出稼に出る者などがあり、また農耕従事者の中にも、穀物以外のいわゆる換金作物などの生産を手掛けて多角経営にはげむ人々が増えて、ひとつの村落共同体の生活内容が複雑化したことであろう。

つまり、以前なら、村内大多数の人間が、田畑の耕作を生活の軸にして共に働き、共に休み、そして同じ目的のもとでひとつの祭り、ひとつの芸能を、一定の期日に行い得たものが、個々の家庭の職業の分化、多角化に伴って、生活の歩調がバラバラになり、集まって何かを共同にするという体制が簡単につくれなくなった。

しかも、いままですとして祭りを実行し民俗芸能を実修してきた階層は、かつて若連とか若衆組などと呼ばれた青年層である。この青年たちがいまでは大半村外に流出して、祭りには参加出来たにしても歌舞をじっくりまなぶチャンスはほとんどなくなった。

また、村からの流出ばかりでなく、都市の周辺村落では、工場の進出、団地の建設などによって、他郷からの移住者を

おびただしく迎え入れ、そのため、従来の祭りや芸能を、村全体、地域全体の芸能として行うのに支障がいろいろ出てくるようになった。現実には起こった例では、祭りをもおすのに氏子惣代が団地をあいさつしてまわったところ、自分たちには関係ないと断られたとか、逆に、獅子舞を旧居住者だけでしようとしたところ、新居住者から、行事を私するものと非難が集中したなどということがあった。

もともと、こうした祭りをめぐる旧居住者と新居住者とのあいだのトラブルは、昔の村落形成の過程にもたびたび起こっている。村を初めに開拓した者が自身の氏神を土地の神としてその祭祀権をにぎり、その血筋の者および古く住みついた家々の者が宮座を構成して祭祀を運営する。昔の村落では、祭りをつかさどる者は同時に村の政治・経済を左右出来る権威をもち得たから、いわばこうした宮座連中が特権階級として君臨していたのだが、新居住者にはそれがおもしろくない。そこで、自分たちにも宮座の株をよこせとか、宮座をたたきこわそうとかの争いを起こすこともあった。

しかし、そうした争いが起こっても結局はだれしも祭りを村の秩序のかなめだと考えていたから、多少組織の組み替えを行っても宮座を維持し、宮座を中心に村の公的事業として

の祭りを行っていくことには変わりなかった。ところが現在、各地に見られる状況は、旧来の村落組織の解体化から、旧家の政治的経済的な権威が零落し、旧居住者の人口も激減して、逆に移住者の勢力が増大したから、宮座の特権を主張しても容易に認められず、そのため、しかたなく宮座の祭りを私の祭りにして村落の片隅でひっそりやったり、また、祭祀権を他に譲って宮座そのものを廃止してしまったりするようになったことが出てきた。

近年、各地の芸能を見渡して目立つのは、従来、土地の古い祭祀組織にのっかって演ぜられることの多かった芸能が、祭祀組織の弱体化ないしは崩壊に伴って、やむなくそれに替わる祭りと無縁な保存会組織をつくるようになってきたことである。端的にいえば、芸能の、祭礼からの分離ということだが、この分離に伴って問題となるのは、芸能をささえる経済的基盤の変貌である。

というのは、従来、村落の祭りと一身同体の関係ですごしてきた芸能は、それ自身、村の繁栄を意図して行うパブリックな信仰的行為であり、そうだからこそ神楽にしても獅子舞、田楽にしても、おおよそは村人全体から集めた祭祀料および地元有力者からの特別寄進料等によって十分まかない得

た。ところが祭りの社会的基盤が弱まり、芸能の公共的機能が認められなくなると、いままでは当然要求出来た地元民からの喜捨が求められなくなり、改めて伝承の意義でも説いて有志の寄付を集めてまわらなければならなくなった。

第二次世界大戦後、各地の芸能がバタバタおれていった原因のひとつはこのことにあった。祭りの経済力にすべてを依存していた芸能が、祭りの衰退と共に丸裸になってしまったのである。

だから、現在、各地の民俗芸能が必死に求めているのは、祭りに替わる経済基盤である。芸能がほんらいもつパブリック性を主張して、市町村の行政機関が主催する何々市祭り、港祭り、何々城祭りのプログラムの中へわが歌舞を織り込ませ、市の芸能、町の歌舞であることを強調して、その名目で維持費を市町村から捻出させる。また、芸能を鑑賞用と割りきって、いろいろの芸能大会や観光物産展、ときには宴会場などへも積極的に進出し、それらから得る出演料で芸能の保存と発展を期そうとするものもあった。あるいはまた、芸能がもつ史料の意義、文化的意義を説いて、文化財保存のための公的費用を教育委員会から支出してもらおうというものもあった。要は、芸能それぞれが、新しい時代に適應する社会的

機能を模索しつつ、その作業の中で新たな経済基盤を開拓しようとしてつとめているのが各地の現状である。

この、従来の祭祀組織依存に替えて他の経済基盤を求めようとする動きは、根本的にいえば、伝承者全般の、自身奏演する芸能に対する考え方の変移を示すものでもある。

すでに明らかのように、近代以前まで日本人一般がもち続けてきた民俗芸能への考え方は、これを単なる事象の対象と見るより、生活の幸福、生産の成就を招来する呪法と見なしてうやまう、いわば信仰的思考であったのだが、この認識が近代になってゆらいできた。そして現代、地域社会個々の社会構造や生産内容が旧態と大きく変わってしまったとなれば、何某追悼のために一村あげて踊るとか、稲虫送りに老若男女が全員参加して鉦、太鼓などをたたくなどということとはほとんどなくなってしまった。

いま、もし芸能をおおぜいで伝承しようとするなら、①踊ってたのしいから習いなさい ②人に見せても喜ばれるから習いなさい ③先祖代々伝えられたものだから習いなさい ④芸能を通して郷土の歴史、先祖の心を知るために習いなさい ⑤新しい郷土の芸能文化を創造する足がかりに習いなさい——といったような理由をにかけて人々を誘わなければ、

納得しがたいだろう。

① 好尚 ② 鑑賞 ③ 郷土愛 ④ 教育 ⑤ 文化活動 というふう整理してよいと思うが、現在全国各地の民俗芸能を見渡すと、これに⑥ 信仰 を加えて、だいたい六つに分類出来る心意基盤に立って、民俗芸能の伝承が土地土地で行われていると見てよい。

現在、文化庁が民俗芸能保存を人々にうったえるポイントとしているのはもっぱら④⑤で、無形文化財として指定し、あるいは記録作成のための選択をする際には、とくに、芸能史的意義を闡明し、かつ芸能としての美の伝承の可能性を説く。現実に、文化庁が文化財保護委員会時代から行ってきた行政措置を見ても、また重要無形文化財としての指定は行っていないが、歴史的意義と郷土の特性をあわせ有する芸能を毎年重点的に選択して、その記録化や旧習をゆがめぬ公開への補助、あるいはその芸能史的意義を広く啓蒙するための民俗芸能大会の開催などを逐次実施しているし、また、芸能としての美の伝承と、その芸術化への作業については、多くの舞踊家、研究者を糾合して、研究活動を促進させている。

こうした施策が、冒頭にいった民俗芸能の危機を救うてだ

てに現在ある程度なっていることは事実であるが、ただ、今日私などから見て何より気がかりなのは、いくら文化財としての意義や芸術的な価値が世間一般に認識され、そのために保存会や振興会、研究会などの組織がつくられても、根本に、演ずる人々自身に踊ることの感激、歌うことの喜びがなければどうにもならぬことである。芸能の本質は自明のことながら、魂の燃焼であり、情熱の高揚である。生命が燃え、心が躍動するとき、はじめて歌は歌として輝き、踊りは踊りとして光を放つ。

日本の民俗芸能は過去信仰が優先して、おもしろいとか美しいとかの感情はむしろ二の次に扱われてきたというが、それは表面的な見解で、神楽が栄え、田楽が盛大にもよおされるときにはかならず演者の感動があり、見る者の興奮があった。それがなくて、ただ悪魔よけのためだとか、文化財のためだとかいって踊るのでは、骸骨が歌い、枯れ木が踊っているようなもので、博物館には存在し得ても、人の社会の中に存在出来るはずがない。

じつのところ、民俗芸能が衰弱の兆候を見せはじめたのは、祭礼の衰えるよりずっと以前の、一般大衆が神楽や田楽に芸能的興味を失いはじめた時点からで、その時代は、あた

かも、学校の音楽教育で西洋音楽を柱とし、日本の民俗音楽を教材に使わなくなった時期と符合する。年代的には明治の初中期以来ということになるだが、調べてみると、明治の中期に一郡百余もあった獅子舞が、大正期には六十、昭和十年代に四十、そして現在に至って二十といった例が各所に多い。しかも問題は、明治以前なら、神楽が衰えれば獅子舞、獅子舞が衰えれば人形芝居というふうな、次々に新たな郷土の心を反映した土くれの芸能が村々から誕生したが、大正以降は、そうした郷土芸能の誕生といった現象はあらわれずにいるのである。

これにはもちろん、教育のあり方だけではなく、前述したような社会基盤、経済基盤などの変容がいろいろ複雑にからんでいようが、やはり芸能を継承すべき青少年が、自分たちの郷土の音楽と疎遠な生活をはじめたことが現代に大きな禍根を残したと見る事が出来る。

現在、この点の反省が教育者のあいだに行きわたるようになり、東北でも九州でも、青年層の流出によって生じた民俗芸能の中絶を、小学生のクラブ活動によって甦生させようと動きも出ており、また、各地公民館でも、青年学級や婦人学級で積極的に民俗芸能の鑑賞会などをよおすようになっ

てきている。また、全国各地域にある青年団も、いつとき新劇、コーラス、バンド演奏にのみ熱中していたのを、最近民俗芸能の実修を取り入れて、これをもって他村の青年団とき合い合うというふうにもなってきた。

こうした各地のささやかな動きが今後どのように展開していくかはまだ予測もつかないが、私などに明るい見通しが立てられる点は、民俗芸能を、単なる義務感だけではなく、芸能を芸能として享受しながら伝承していくとする青少年が出てきたこと、および、過去の字単位、寺社単位で組織せられてきた伝承団体の基盤が、最近ようやく、学校とか青年団、公民館といった教育機関や、市町村とか県とかいった大きな地域スケールの文化団体などに移り替わって、そこで定着を見せはじめたことである。

芸能は人間生活の一部である。生活が変われば当然芸能も変化する。民俗芸能の保存もその変化に冷静に対応しながら考えていくべきであらう。

(東京国立文化財研究所芸能部郷土芸能研究室長)

# 次号・目次

## 編集後記

〔特集・教育と広報〕  
これからの教育

永井 道雄

〔座談会〕  
教育と広報

〔出席者〕 辻村 明・橋本 晃和・若山 金一  
峯島 実・(司会) 鈴木 勲

政府広報の現状と若干の問題

橋本 豊

教育と広報

大石 修而

石川県の広報広聴活動について

寺口 修二

〔解説〕

文教私書箱

稲垣 守

——その新しい役割

〔資料〕

教育改革連絡協議会の概要

大臣官房企画室

〔現地ルポ〕

町づくり人づくりを進める広報活動

三好 昭弘

〔紹介〕

国際婦人年世界会議の概要

志熊 敦子

◇本誌では、芸術・文化関係の特集記事で、文化の日にちなみ十一月号で組むことを恒例としてきた。今年には、文化財保護法が昭和二十五年に制定されてからちょうど二十五年目にあたるとある。あわせて、第七十五回通常国会では文化財保護法の一部改正を見た。そこで十一月号とは別に本号で「文化財の保護」という問題に焦点を絞り、これを考えることにした。

◇先の国会では、難行する他法案をよそに文化財保護法の改正案は超党派による賛成を得て成立した。祖先の残してくれた文化財を保護することは国民ひとりひとりの「心の糧」を保護することである。そして民族共有の財産を後世に伝えるということとは、現代人の義務であると言ってもよいだろう。

◇好評連載の「国立青年の家」紹介も、いよいよ来月号が最終回。最後を飾るのは飛騨高山から、開設準備に忙しい「国立乗鞍青年の家」を紹介する。そして「人物を中心とした文化郷土史」は山梨県を訪れる。

◇満員電車から解放されると、虎ノ門駅のホームでは、大きなクーラーが迎えてくれる。涼しい心づかいのうれしい季節。酷暑のおり、読者の皆様には御自愛のほどを。

(U)

MEJ 5179 月刊 「文部時報」 8月号 第1179号

著作権  
所有

文 部 省

昭和50年8月5日 印刷  
昭和50年8月10日 発行

発行所 株式会社ぎょうせい

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
(郵便番号 104)

(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地  
(郵便番号 162)

電話 東京 (268) 2141 (代表)  
振替口座 東京 161番

印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 180円 (〒20円)

年間購読料 2160円 (〒共)

* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます

* なお、購読の申し込みは、直接営業所または  
もよりの書店をお願いします